

付 錄

工業統計調査用産業分類

| 産業分類 | 産業分類 |
|--|---|
| 12—食料品製造業 | 129 その他の食料品製造業 1291 ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業 1292 でんぶん製造業 1293 めん類製造業 1294 こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業 1295 豆腐・油揚製造業 1296 あん類製造業 1297 冷凍調理食品製造業 1298 そう(惣)菜製造業 1299 他に分類されない食料品製造業 |
| 121 畜産食料品製造業 1211 肉製品製造業 1212 乳製品製造業 1219 その他の畜産食料品製造業 | |
| 122 水産食料品製造業 1221 水産缶詰・瓶詰製造業 1222 海藻加工業 1223 寒天製造業 1224 魚肉ハム・ソーセージ製造業 1225 水産練製品製造業 1226 冷凍水産物製造業 1227 冷凍水産食品製造業 1229 その他の水産食料品製造業 | |
| 123 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 1231 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 (野菜漬物を除く) 1232 野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く) | 13—飲料・飼料・たばこ製造業 131 清涼飲料製造業 1311 清涼飲料製造業 |
| 124 調味料製造業 1241 味噌製造業 1242 しょう油・食用アミノ酸製造業 1243 化学調味料製造業 1244 ソース製造業 1245 食酢製造業 1249 その他の調味料製造業 | 132 酒類製造業 1321 果実酒製造業 1322 ビール製造業 1323 清酒製造業 1324 蒸留酒・混成酒製造業 |
| 125 糖類製造業 1251 砂糖製造業(砂糖精製業を除く) (国内産の甘味資源作物を原料とするもの) 1252 砂糖精製業(購入した粗糖から精製したもの) 1253 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 | 133 茶・コーヒー製造業 1331 製茶業 1332 コーヒー製造業 |
| 126 精穀・製粉業 1261 精米業 1262 精麦業 1263 小麦粉製造業 1269 その他の精穀・製粉業 | 134 製氷業 1341 製氷業 |
| 127 パン・菓子製造業 1271 パン製造業 1272 生菓子製造業 1273 ビスケット類・干菓子製造業 1274 米菓製造業 1279 その他のパン・菓子製造業 | 135 飼料・有機質肥料製造業 1351 配合飼料製造業 1352 単体飼料製造業 1353 有機質肥料製造業 |
| 128 動植物油脂製造業 1281 植物油脂製造業 1282 動物油脂製造業 1283 食用油脂加工業 | 136 たばこ製造業 1361 たばこ製造業(葉たばこ処理業を除く) 1362 葉たばこ処理業 |
| | 14—繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く) |
| | 141 製糸業 1411 器械生糸製造業 1412 座縫生糸製造業 1413 玉糸製造業 1419 その他の生糸製造業 |
| | 142 紡績業 1421 編紡績業 1422 化学繊維紡績業 1423 毛紡績業 1424 絹紡績業 1425 麻紡績業 1429 その他の紡績業 |

| 産業分類 | 産業分類 |
|---|--|
| 143 ねん糸製造業 1431 ねん糸製造業(かさ高加工糸製造業を除く) 1432 かさ高加工糸製造業 | 1512 婦人・子供服製造業 1513 作業用・スポーツ用衣服製造業 1514 学校服製造業 |
| 144 織物業 1441 綿・スフ織物業(合成纖維紡績糸織物を含む)(幅13cm以上のもの) 1442 絹・人絹織物業(合成纖維長纖維織物を含む)(幅13cm以上のもの) 1443 毛織物業(幅13cm以上のもの) 1444 麻織物業(幅13cm以上のもの) 1449 その他の織物業(幅13cm以上のもの) | 152 シャツ・下着製造業(和式を除く) 1521 シャツ製造業(下着を除く) 1522 下着製造業 1523 寝着類製造業 1524 補整着製造業 |
| 145 ニット製造業 1451 丸編ニット生地製造業 1452 たて編ニット生地製造業 1453 横編ニット生地製造業 1454 靴下製造業 1455 ニット手袋製造業 1456 ニット製品製造業(靴下,手袋,補整着を除く) | 153 帽子製造業 1531 フェルト帽子・帽体製造業 1532 織物製帽子製造業 |
| 146 染色整理業 1461 綿・スフ・麻織物機械染色業 1462 絹・人絹織物機械染色業 1463 毛織物機械染色整理業 1464 織物整理業 1465 織物手加工染色整理業 1466 編状纖維・糸染色整理業 1467 ニット・レース染色整理業 1468 繊維雑品染色整理業 | 154 毛皮製衣服・身の回り品製造業 1541 毛皮製衣服・身の回り品製造業 |
| 147 綱・網製造業 1471 綱製造業 1472 漁網製造業 1479 その他の網地製造業 | 155 その他の衣服・纖維製身の回り品製造業(和式を含む) 1551 和装製品製造業 1552 ネクタイ製造業 1553 スカーフ・マフラー製造業 1554 ハンカチーフ製造業 1555 足袋製造業 1559 他に分類されない衣服・纖維製身の回り品製造業 |
| 148 レース・纖維雑品製造業 1481 刺しゅうレース製造業 1482 編レース製造業 1483 ボビンレース製造業 1484 組ひも製造業 1485 細幅織物業(幅13cm未満のもの) 1489 その他のレース・纖維雑品製造業 | 16 木材・木製品製造業(家具を除く) |
| 149 その他の纖維工業 1491 整毛業 1493 せん(剪)毛業 1494 製綿業 1495 フェルト・不織布製造業 1496 じゅうたん・その他の纖維製床敷物製造業 1497 上塗りした織物・防水した織物製造業 1498 繊維製衛生材料製造業 1499 他に分類されない纖維工業 | 161 製材業, 木製品製造業 1611 一般製材業 1612 単板(ベニヤ板)製造業 1613 屋根板製造業 1614 経木・同製品製造業(折箱, マッチ箱を除く) 1615 木毛製造業 1616 たる・おけ材製造業 1617 床板製造業 1618 木材チップ製造業 1619 他に分類されない特殊製材業 |
| 15 衣服・その他の纖維製品製造業 | 162 造作材・合板・建築用組立材料製造業 1621 造作材製造業(建具を除く) 1622 合板製造業 1623 建築用木製組立材料製造業 1624 パーティクルボード製造業 1625 鉛板・鉛木製造業 |
| 151 外衣製造業(和式を除く) 1511 男子服製造業 | 163 木製容器製造業(竹, とうを含む) 1631 竹・とう・きりゅう等容器製造業 1632 折箱製造業 1633 木箱製造業(折箱を除く) 1634 和たる製造業 1635 洋たる製造業 |

| 産業分類 | 産業分類 |
|---|--|
| 1636 おけ製造業 | 1854 紙器製造業 1855 ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業 |
| 164 木製履物製造業 1641 木製履物製造業 | 189 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業 1891 セロファン製造業 1892 繊維板製造業 1893 紙製衛生材料製造業 1899 他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 169 その他の木製品製造業(竹, とうを含む) 1691 木材薬品処理業 1692 鞠型等製造業 1693 曲輪・曲物製造業 1694 木型製造業 1699 他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む) | 19 一出版・印刷・同関連産業 |
| 17 一家具・装備品製造業 | 191 新聞業 1911 新聞業(新聞取扱を使用して印刷発行を行うもの) 1912 新聞業(枚葉紙を使用して印刷発行を行うもの) 1913 新聞業(自ら印刷せず発行のみを行うもの) |
| 171 家具製造業 1711 木製家具製造業(漆塗りを除く) 1712 金属製家具製造業 1713 マットレス・組スプリング製造業 | 192 出版業 1921 出版業 |
| 172 宗教用具製造業 1721 宗教用具製造業 | 193 印刷業(賛写印刷業を除く) 1931 印刷業(賛写印刷業を除く) |
| 173 建具製造業 1731 建具製造業 | 194 製版業 1941 写真製版業(写真植字業を含む) 1942 植字業, 鉛版等製造業 1943 銅版・木版彫刻業 |
| 179 その他の家具・装備品製造業 1791 寝具製造業 1792 蚊帳製造業 1793 布製品製造業 1794 繊維製袋製造業 1799 他に分類されない家具・装備品製造業 | 195 製本業, 印刷物加工業 1951 製本業 1952 印刷物加工業 |
| 18 一パルプ・紙・紙加工品製造業 | 199 印刷業に伴うサービス業 1999 その他の印刷業に伴うサービス業 |
| 181 パルプ製造業 1811 溶解・製紙パルプ製造業 | 20 一化 工 業 |
| 182 紙製造業 1821 洋紙・機械すき和紙製造業 1822 板紙製造業 1824 手すき和紙製造業 | 201 化学肥料製造業 2011 硝酸質・リン酸質肥料製造業 2012 複合肥料製造業 2019 その他の化学肥料製造業 |
| 183 加工紙製造業 1831 塗工紙製造業 1832 段ボール製造業 1833 壁紙・ふすま紙製造業 1834 ブックバインディングクロス製造業 | 202 無機化学工業製品製造業 2021 ソーダ工業 2022 電炉工業 2023 無機顔料製造業 2024 圧縮ガス・液化ガス製造業 2025 塩製造業 2029 その他の無機化学工業製品製造業 |
| 184 紙製品製造業 1841 事務用紙製品製造業 1842 学用紙製品製造業 1843 日用紙製品製造業 1849 その他の紙製品製造業 | 203 有機化学工業製品製造業 2031 石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) |
| 185 紙製容器製造業 1851 重包装紙袋製造業 1852 角底紙袋製造業 1853 段ボール箱製造業 | 2032 脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む) 2033 メタン誘導品製造業 2034 発酵工業 2035 コールタール製品製造業 |

| 産業分類 | 産業分類 |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 2036 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 | 22-プラスチック製品製造業(別掲を除く) |
| 2037 プラスチック製造業 | 221 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 |
| 2038 合成ゴム製造業 | 2211 プラスチック板・棒製造業 |
| 2039 その他の有機化学工業製品製造業 | 2212 プラスチック管製造業 |
| 204 化学繊維製造業 | 2213 プラスチック継手製造業 |
| 2041 レーヨン・アセテート製造業 | 2214 プラスチック異形押出製品製造業 |
| 2042 合成繊維製造業 | 2215 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業 |
| 205 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 | 222 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 |
| 2051 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 | 2221 プラスチックフィルム製造業 |
| 2052 石けん・合成洗剤製造業 | 2222 プラスチックシート製造業 |
| 2053 界面活性剤製造業(石けん・合成洗剤を除く) | 2223 プラスチック床材製造業 |
| 2054 塗料製造業 | 2224 合成皮革製造業 |
| 2055 印刷インキ製造業 | 2225 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業 |
| 2056 洗浄剤・磨用剤製造業 | |
| 2057 ろうそく製造業 | |
| 206 医薬品製造業 | 223 工業用プラスチック製品製造業 |
| 2061 医薬品原薬・製剤製造業 | 2231 工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く) |
| 2062 医薬品製剤製造業 | 2232 工業用プラスチック製品加工業 |
| 2063 生物学的製剤製造業 | |
| 2064 生薬製造業 | |
| 2065 動物用医薬品製造業 | |
| 209 その他の化学工業 | 224 発泡・強化プラスチック製品製造業 |
| 2091 火薬類製造業 | 2241 軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む) |
| 2092 農薬製造業 | 2242 硬質プラスチック発泡製品製造業 |
| 2093 香料製造業 | 2243 強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業 |
| 2094 化粧品・歯磨き・その他の化粧用調整品製造業 | 2244 強化プラスチック容器・浴槽等製造業 |
| 2095 ゼラチン・接着剤製造業 | 2245 発泡・強化プラスチック製品加工業 |
| 2096 写真感光材料製造業 | |
| 2097 天然樹脂製品・木材化学製品製造業 | 225 プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む) |
| 2098 試薬製造業 | 2251 プラスチック成形材料製造業 |
| 2099 他に分類されない化学工業製品製造業 | 2252 廃プラスチック製品製造業 |
| 21-石油製品・石炭製品製造業 | |
| 211 石油精製業 | 229 その他のプラスチック製品製造業 |
| 2111 石油精製業 | 2291 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業 |
| 212 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの) | 2292 プラスチック製容器製造業 |
| 2121 潤滑油製造業 | 2293 プラスチック製品加工業(他に分類されないもの) |
| 2122 グリース製造業 | 2299 他に分類されないプラスチック製品製造業 |
| 213 コークス製造業 | 中分類 23-ゴム製品製造業 |
| 2131 コークス製造業 | 231 タイヤ・チューブ製造業 |
| 214 練炭・豆炭製造業 | 2311 自動車タイヤ・チューブ製造業 |
| 2141 練炭・豆炭製造業 | 2312 自転車タイヤ・チューブ製造業 |
| 215 舗装材料製造業 | 232 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 |
| 2151 舗装材料製造業 | 2321 ゴム製履物・同附属品製造業 |
| 219 その他の石油製品・石炭製品製造業 | 2322 プラスチック製履物・同附属品製造業 |
| 2199 その他の石油製品・石炭製品製造業 | 233 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 |
| | 2331 ゴムベルト製造業 |
| | 2332 ゴムホース製造業 |

| 産業分類 | 産業分類 |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 2333 工業用ゴム製品製造業 | 2531 粘土かわら製造業 |
| 239 その他のゴム製品製造業 | 2532 普通れんが製造業 |
| 2391 ゴム引布・同製品製造業 | 2533 陶管製造業 |
| 2392 医療・衛生用ゴム製品製造業 | 2539 その他の建設用粘土製品製造業 |
| 2393 ゴム練生地製造業 | 254 陶磁器・同関連製品製造業 |
| 2394 更生タイヤ製造業 | 2541 衛生陶器製造業 |
| 2395 再生ゴム製造業 | 2542 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業 |
| 2399 他に分類されないゴム製品製造業 | 2543 陶磁器製置物製造業 |
| 24-なめし革・同製品・毛皮製造業 | 2544 電気用陶磁器製造業 |
| 241 なめし革製造業 | 2545 理化学用・工業用陶磁器製造業 |
| 2411 なめし革製造業 | 2546 陶磁器製タイル製造業 |
| 242 工業用革製品製造業(手袋を除く) | 2547 陶磁器絵付け業 |
| 2421 工業用革製品製造業(手袋を除く) | 2548 陶磁器用はい(坏)土製造業 |
| 243 革製履物用材料・同附属品製造業 | 2549 その他の陶磁器・同関連製品製造業 |
| 2431 革製履物用材料・同附属品製造業 | 255 耐火物製造業 |
| 244 革製履物製造業 | 2551 耐火れんが製造業 |
| 2441 革製履物製造業 | 2559 その他の耐火物製造業 |
| 245 革製手袋製造業 | 256 炭素・黒鉛製品製造業 |
| 2451 革製手袋製造業 | 2561 炭素質電極製造業 |
| 246 かばん製造業(材料のいかんを問わない) | 2569 その他の炭素・黒鉛製品製造業 |
| 2461 かばん製造業 | 257 研磨材・同製品製造業 |
| 247 袋物製造業(材料のいかんを問わない) | 2571 研磨材製造業 |
| 2471 袋物製造業(ハンドバッグを除く) | 2572 研削と石製造業 |
| 2472 ハンドバッグ製造業 | 2573 研磨布紙製造業 |
| 248 毛皮製造業 | 2579 その他の研磨材・同製品製造業 |
| 2481 毛皮製造業 | 258 骨材・石工品等製造業 |
| 249 その他のなめし革製品製造業 | 2581 碎石製造業 |
| 2499 他に分類されないなめし革製品製造業 | 2582 人工骨材製造業 |
| 25-窯業・土石製品製造業 | 2583 石工品製造業 |
| 251 ガラス・同製品製造業 | 2584 けいそう土・同製品製造業 |
| 2511 板ガラス製造業 | 2585 鉱物・土石粉碎等処理業 |
| 2512 板ガラス加工業 | |
| 2513 ガラス製加工素材製造業 | |
| 2514 ガラス容器製造業 | |
| 2515 理化学用・医療用ガラス器具製造業 | 259 その他の窯業・土石製品製造業 |
| 2516 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業 | 2591 ほうろう鉄器製造業 |
| 2517 ガラス繊維・同製品製造業 | 2592 七宝製品製造業 |
| 2519 その他のガラス・同製品製造業 | 2593 人造宝石製造業 |
| 252 セメント・同製品製造業 | 2594 ロックウール・同製品製造業 |
| 2521 セメント製造業 | 2595 石綿製品製造業 |
| 2522 生コンクリート製造業 | 2596 石こう(膏)製品製造業 |
| 2523 コンクリート製品製造業 | 2597 石灰製造業 |
| 2529 その他のセメント製品製造業 | 2598 錫型製造業(中子を含む) |
| 253 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く) | 2599 他に分類されない窯業・土石製品製造業 |
| 26-鉄鋼業 | |
| 261 高炉による製鉄業 | |
| 2611 高炉による製鉄業 | |
| 263 製鋼・製鋼圧延業 | |
| 2631 転炉・電気炉による製鋼・製鋼圧延業(単独転炉・単独電気炉を含む) | |
| 264 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く) | |
| 2641 热間圧延業(鋼管・伸鉄を除く) | |
| 2642 冷間圧延業(鋼管・伸鉄を除く) | |

| 産業分類 | 産業分類 |
|--------------------------------------|--|
| 2643 冷間ロール成形鋼製造業 | 2739 その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む) |
| 2644 鋼管製造業 | |
| 2645 伸鉄業 | |
| 2646 磨棒鋼製造業 | 274 非鉄金属鋳物製造業 |
| 2647 引抜钢管製造業 | 2741 非鉄金属鋳物製造業(ダイカストを除く) |
| 2648 伸線業 | 2742 非鉄金属ダイカスト製造業 |
| 2649 他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く) | 275 電線・ケーブル製造業 |
| 262 高炉によらない製鉄業 | 2751 電線・ケーブル製造業 |
| 2623 フェロアロイ製造業 | 279 他の非鉄金属製造業 |
| 2629 他の高炉によらない製鉄業 | 2791 核燃料製造業 |
| 265 表面処理鋼材製造業 | 2792 非鉄金属鍛造品製造業 |
| 2652 亜鉛鉄板製造業 | 2799 他に分類されない非鉄金属製造業 |
| 2653 めっき钢管製造業 | 28 一 金属製品製造業 |
| 2659 他の表面処理鋼材製造業 | 281 プリキ缶・他のめっき板等製品製造業 |
| 266 鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業 | 2811 プリキ缶・他のめっき板等製品製造業 |
| 2661 鍛鋼製造業 | 282 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 |
| 2662 鍛工品製造業 | 2821 洋食器製造業 |
| 2663 鋳鋼製造業 | 2822 機械刃物製造業 |
| 267 鋳鉄鋳物製造業 | 2823 利器工具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く) |
| 2671 鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管, 可鍛鋳鉄を除く) | 2824 作業工具製造業(やすりを除く) |
| 2672 鋳鉄管製造業 | 2825 やすり製造業 |
| 2673 可鍛鋳鉄製造業 | 2826 手引のこぎり・のこ刃製造業 |
| 269 他の鉄鋼業 | 2827 農器具製造業(農業用機械を除く) |
| 2691 鉄粉製造業 | 2829 他の金物類製造業 |
| 2692 鉄鋼シャーリット業 | 283 暖房装置・配管工事用附属品製造業 |
| 2693 鉄スクラップ加工処理業 | 2831 配管工事用附属品製造用(バルブ, フックを除く) |
| 2699 他に分類されない鉄鋼業 | 2832 ガス機器・石油機器製造業 |
| 27 一 非鉄金属製造業 | 2833 溫風・温水暖房装置製造業 |
| 271 非鉄金属第1次製錬・精製業 | 2839 他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く) |
| 2711 銅第1次製錬・精製業 | 284 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む) |
| 2713 亜鉛第1次製錬・精製業 | 2841 建設用金属製品製造業 |
| 2716 アルミニウム第1次製錬・精製業 | 2842 建築用金属製品製造業(建築用金物を除く) |
| 2719 他の非鉄金属第1次製錬・精製業 | 2843 製缶板金業 |
| 272 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む) | 285 金属プレス製品製造業 |
| 2721 鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む) | 2851 アルミニウム・同合金プレス製品製造業 |
| 2722 亜鉛第2次製錬・精製業(亜鉛合金製造業を含む) | 2852 金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く) |
| 2723 アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む) | 286 粉末や金製品製造業, 被覆・彫刻業, 熱処理業(ほうろう鉄器を除く) |
| 2729 他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む) | 2861 粉末や金製品製造業 |
| 273 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む) | 2862 金属製品塗装業 |
| 2731 伸銅品製造業 | 2863 溶融めっき業(鋼材めっき業を除く) |
| 2732 鉛・同合金圧延業(押出しを含む) | 2864 金属彫刻業 |
| 2733 アルミニウム・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む) | 2865 電気めっき業(鋼材めっき業を除く) |

| 産業分類 | 産業分類 |
|---|----------------------------------|
| 287 金属線製品製造業(ねじ類を除く) | 2977 油圧・空圧機器製造業 |
| 2871 くぎ製造業 | 2978 化学機械・同装置製造業 |
| 2879 他に分類されない金属線製品製造業 | 2979 他の一般産業用機械・装置製造業 |
| 288 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 | 298 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業 |
| 2881 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 | 2981 事務用機械器具製造業 |
| 289 他の金属製品製造業 | 2982 ミシン製造業 |
| 2891 金庫製造業 | 2983 毛糸手編機械製造業 |
| 2892 金属製スプリング製造業 | 2984 冷凍機・温湿調整装置製造業 |
| 2899 他に分類されない金属製品製造業 | 2989 他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業 |
| 29 一 一般機械器具製造業 | 299 他の機械・同部分品製造業 |
| 291 ボイラ・原動機製造業 | 2991 消火器具・消防装置製造業 |
| 2911 ボイラ製造業 | 2992 弁・同附属品製造業 |
| 2912 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(舶用を除く) | 2993 パイプ加工・パイプ附属品加工業 |
| 2913 はん用内燃機関製造業 | 2994 玉軸受・ころ軸受製造業 |
| 2919 その他の原動機製造業 | 2995 ピストリング製造業 |
| 292 農業用機械製造業(農器具を除く) | 2996 金型・同部分品・附属品製造業 |
| 2921 農業用機械製造業(農器具を除く) | 2997 包装・荷造機械製造業 |
| 293 建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを除く) | 2998 産業用ロボット製造業 |
| 2931 建設機械・鉱山機械製造業 | 2999 各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理) |
| 2932 トラクタ製造業 | 30 一 電気機械器具製造業 |
| 294 金属加工機械製造業 | 301 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 |
| 2941 金属工作機械製造業 | 3011 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業 |
| 2942 金属加工機械製造業(金属工作機械を除く) | 3012 変圧器類製造業(通信機用を除く) |
| 2943 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具, 金型を除く) | 3013 開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業 |
| 2944 機械工具製造業(粉末や金業を除く) | 3014 配線器具・配線附属品製造業 |
| 295 繊維機械製造業 | 3015 電気溶接機製造業 |
| 2951 紡績機械製造業 | 3016 内燃機関電気品製造業 |
| 2952 織機・編組機械製造業 | 3019 他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む) |
| 2953 染色整理機械製造業 | 302 民生用電気機械器具製造業 |
| 2954 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業 | 3021 民生用電気機械器具製造業 |
| 296 特殊産業用機械製造業 | 303 電球・電気照明器具製造業 |
| 2961 食料品加工機械製造業 | 3031 電球製造業 |
| 2962 木工機械製造業 | 3032 電気照明器具製造業 |
| 2963 パルプ装置・製紙機械製造業 | 304 通信機械器具・同関連機械器具製造業 |
| 2964 印刷・製本・紙工機械製造業 | 3041 有線通信機械器具製造業 |
| 2965 鋳造装置製造業 | 3042 無線通信機械器具製造業 |
| 2966 プラスチック加工機械・同附属装置製造業 | 3043 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業 |
| 2969 他の特殊産業用機械製造業 | 3044 電気音響機械器具製造業 |
| 297 一般産業用機械・装置製造業 | 3045 交通信号保安装置製造業 |
| 2971 ポンプ・同装置製造業 | 3049 他の通信機械器具・同関連機械器具製造業 |
| 2972 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業 | 305 電子計算機・同附属装置製造業 |
| 2973 エレベータ・エスカレータ製造業 | 3051 電子計算機・同附属装置製造業 |
| 2974 荷役運搬設備製造業 | 306 電子応用装置製造業 |
| 2975 動力伝導装置製造業(玉軸受, ころ軸受を除く) | 3061 X線装置製造業 |
| 2976 工業窯炉製造業 | 3062 ビデオ機器製造業 |
| | 3069 他の電子応用装置製造業 |

| 産業分類 | 産業分類 |
|---|---|
| 307 電気計測器製造業 3071 電気計測器製造業(工業計器を除く) 3072 工業計器製造業 | 322 測量機械器具製造業 3221 測量機械器具製造業 |
| 308 電子機器用・通信機器用部分品製造業 3081 電子管製造業 3082 半導体素子製造業 3083 集積回路製造業 3089 その他の電子機器用・通信機器用部分品製造業 | 323 医療用機械器具・医療用品製造業 3231 医科用機械器具製造業 3232 歯科用機械器具製造業 3233 動物用医療機械器具製造業 3234 医療材料製造業 3235 歯科材料製造業 |
| 309 その他の電気機械器具製造業 3091 蓄電池製造業 3092 一次電池(乾電池、湿電池)製造業 3099 他に分類されない電気機械器具製造業 | 324 理化学機械器具製造業 3241 理化学機械器具製造業 |
| 31 一輸送用機械器具製造業 | 325 光学機械器具・レンズ製造業 3251 顕微鏡・望遠鏡等製造業 3252 写真機・同附属品製造業 3253 映画用機械・同附属品製造業 3254 光学機械用レンズ・プリズム製造業 |
| 311 自動車・同附属品製造業 3111 自動車製造業(三輪・二輪自動車を含む) 3112 自動車車体・附隨車製造業 3113 自動車部分品・附属品製造業 | 326 眼鏡製造業(枠を含む) 3261 眼鏡製造業(枠を含む) |
| 312 鉄道車両・同部分品製造業 3121 鉄道車両製造業 3122 鉄道車両用部分品製造業 | 327 時計・同部分品製造業 3271 時計・同部分品製造業(時計側を除く) 3272 時計側製造業 |
| 313 自転車・同部分品製造業 3131 自転車・同部分品製造業 | 33 一武器製造業 |
| 314 船舶製造・修理業、船用機関製造業 3141 鋼船製造・修理業 3142 船体ブロック製造業 3143 木船製造・修理業 3144 舟艇製造・修理業 3145 船用機関製造業 | 331 武器製造業 3311 武器製造業 |
| 315 航空機・同附属品製造業 3151 航空機製造業 3152 航空機用原動機製造業 3159 その他の航空機部分品・補助装置製造業 | 34 一その他の製造業 341 貴金属製品製造業(宝石加工を含む) 3411 貴金属製品製造業 3412 宝石附属品・同材料加工・同細工業 |
| 319 その他の輸送用機械器具製造業 3191 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業 | 342 楽器・レコード製造業 3421 ピアノ製造業 3422 ギター製造業 3423 レコード製造業 3429 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業 |
| 32 一精密機械器具製造業 | 343 がん具・運動競技用具製造業 3431 娯楽用具・がん具製造業 (人形、児童乗物を除く) 3432 人形製造業 3433 児童乗物製造業 3434 運動競技用具製造業 |
| 321 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業 3211 一般長さ計製造業 3212 体積計製造業 3213 はかり製造業 3214 温度計製造業 3215 圧力計・流量計・液面計等製造業 3216 精密測定器製造業 3217 分析機器製造業 3218 試験機製造業 3219 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機製造業 | 344 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業 3441 万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業 3442 ボールペン・マーキングペン製造業 3443 鉛筆製造業 3444 毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く) 3449 他に分類されない事務用品製造業 |

| 産業分類 | 産業分類 |
|---|--|
| 345 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属、宝石製を除く) 3451 装身具・装飾品製造業(貴金属、宝石製を除く) 3452 造花・装飾用羽毛製造業 3453 ボタン製造業 3454 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業 | 3484 ほうき・プラン製造業 3485 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業 3486 マツチ製造業 3487 煙火製造業 3488 看板・標識機製造業 3489 かつら製造業 3491 洋傘・同部分品製造業 3492 和傘・同部分品製造業 3493 うちわ・扇子・ちょうちん製造業 3494 モデル・模型製造業(紙製を除く) 3495 魔法瓶製造業 3496 パレット製造業(絵画用を除く) 3497 喫煙用具製造業(貴金属、宝石製を除く) 3499 他に分類されないその他の製造業 |
| 346 漆器製造業 3461 漆器製造業 | 348~349 他に分類されない製造業 3481 麦わら・パナマ類帽子製造業 3482 曇製造業 3483 わら工品製造業(曇、帽子を除く) |

| | |
|--|--|
| 工業統計調査規則 | 昭和26年12月28日通商産業省令第81号 最終改正 平成2年12月19日通商産業省令第67号 |
| (省令の目的) | |
| 第1条 工業統計調査（指定統計第10号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。 | |
| (調査の目的) | |
| 第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。 | |
| (調査の期日) | |
| 第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。 | |
| (調査の範囲) | |
| 第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく日本標準産業分類（昭和59年行政管理庁告示第2号。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類F-製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）又はこれを有する企業について行う。 | |
| (調査の種類) | |
| 第5条 工業調査は、甲調査、乙調査及び丙調査とする。 | |
| 2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。 | |
| 3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。 | |
| 4 丙調査は、前条の規定する企業であって、従業者50人以上で、資本金1千万円以上の合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社であるものについて行う。 | |
| (調査事項) | |
| 第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。 | |
| 1 事業所名及び所在地 | |
| 2 会社名 | |
| 3 本社又は本店名及び所在地 | |
| 4 他事業所の有無 | |
| 5 経営組織及び資本金額又は出資金額 | |
| 6 従業者数及びその内訳 | |
| 7 常用労働者毎月末現在数合計 | |
| 8 現金給与総額 | |
| 9 原材料、燃料及び電力使用額 | |
| 10 委託生産費 | |
| 11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減 | |
| 12 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額 | |
| 13 製造品出荷額 | |
| 14 加工貯及修理料収入額 | |
| 15 内国消費税額 | |
| 16 主要原材料名 | |
| 17 作業工程 | |
| 18 敷地面積及び建築面積 | |
| 19 工業用地の取得面積 | |
| 20 工業用水使用量及びその内訳 | |
| 21 親会社の状況 | |
| 22 子会社及び関連会社の状況 | |
| 23 売上高及びその内訳並びに営業外収益額 | |
| 24 営業費用及びその内訳並びに営業外費用 | |
| (調査票の様式) | |
| 第7条 甲調査、乙調査及び丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲、乙及び丙（以下「調査票」と総称する。）によって行う。 | |
| 2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。 | |
| (申告義務) | |
| 第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者又は同条に規定する企業を代表する者（以下「申告義務者」という。）は、第5条の区分に従い、調査票に掲げる事項について申告しなければならない。 | |
| (準備調査) | |
| 第9条 市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第17条第1項に規定する工業統計調査員に準備調査を行わせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。 | |
| 2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。 | |
| (調査の方法) | |
| 第10条 工業調査は、第17条第1項に規定する工業統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。 | |
| 2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。 | |
| (第11条 削除) | |
| (調査票等の提出) | |
| 第12条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、1部を市町村長の定める日までにその事業所又は企業の本社若しくは本店の所在地の市町村長に提出しなければならない。 | |

第13条 市町村長は、市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第14条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

(調査の指揮監督)

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

(第16条 削除)

(工業統計調査指導員及び工業統計調査員)

第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員（以下「工業調査指導員」という。）及び工業統計調査員（以下「工業調査員」という。）を置く。

2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

第18条 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、その他不都合な行為があったときは、解任することができる。

(実地調査)

第19条 統計官、統計主事その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第24号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。

(集計及び公表)

第20条 通商産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

(調査票の使用)

第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

1 事業所名

2 事業所所在地

3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額

4 本社又は本店所在地

5 経営組織

6 従業者数

7 主要製品名

2 通商産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

(調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

附 則(抄)

2 昭和25年工業センサス規則（昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 従業者3人以下の事業所について行う平成元年の乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。

6 平成2年の工業調査については、第5条第1項の規定にかかわらず、丙調査は行わない。

7 平成2年の工業調査については、第6条第21号から第24号までに掲げる事項については調査しない。

附則別表

| 業種 | 業種の範囲 |
|-----------------------|--|
| ねん糸製造業 | 日本標準産業分類に掲げる小分類143-ねん糸製造業 |
| 織物業 | 日本標準産業分類に掲げる小分類144-織物業 |
| ニット製造業 | 日本標準産業分類に掲げる小分類145-ニット製造業 |
| 家具製造業 | 日本標準産業分類に掲げる小分類171-家具製造業 |
| 建具製造業 | 日本標準産業分類に掲げる小分類173-建具製造業 |
| ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 | 日本標準産業分類に掲げる小分類232-ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 |
| なめし革・同製品・毛皮製造業 | 日本標準産業分類に掲げる小分類241-なめし革製造業、小分類242-工業用革製品製造業（手袋を除く）、小分類243-革製履物用材料・同附属品製造業、小分類244-革製履物製造業、小分類245-革製手袋製造業、小分類246-かばん製造業、小分類247-袋物製造業、小分類248-毛皮製造業、小分類249-その他のなめし革製品製造業 |
| 陶磁器・同関連製品製造業 | 日本標準産業分類に掲げる小分類254-陶磁器・同関連製品製造業 |
| 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 | 日本標準産業分類に掲げる小分類282-洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 |

(本規則は、平成2年工業統計調査に適合されたものであり、現行の規則とは異なる。)

工業統計表公表物一覽

| | | |
|------------|------------|---------|
| 平成元年工業統計表 | 発行所 | 発行 |
| 産業編 | 大蔵省印刷局 | 平成3年5月 |
| 品目編 | " | 平成3年6月 |
| 市町村編 | (財)通商産業調査会 | 平成3年6月 |
| 用地・用水編 | 大蔵省印刷局 | 平成3年7月 |
| 工業地区編 | " | 平成3年7月 |
| 企業統計編 | 大蔵省印刷局 | 平成4年3月 |
| 企業多角化等調査編 | (社)通商統計協会 | 平成3年10月 |
| 平成2年工業統計速報 | (財)通商産業調査会 | 平成3年12月 |

| | | |
|------------------|-------------|-----------------|
| 平成 2 年 工 業 統 計 表 | | |
| 産 業 編 | 大 蔵 省 印 刷 局 | 平成 4 年 5 月 |
| 品 目 編 | " | 平成 4 年 6 月 |
| 市 町 村 編 | (財)通商産業調査会 | 平成 4 年 7 月 |
| 用 地 ・ 用 水 編 | 大 蔵 省 印 刷 局 | 平成 4 年 8 月 |
| 工 業 地 区 編 | " | 平成 4 年 8 月 |
| 企 業 統 計 編 | 大 蔵 省 印 刷 局 | 平成 4 年 10 月 予 定 |
| 平成元年工業統計詳細報報 | (財)通商産業調査会 | 平成 3 年 8 月 |
| 平成 2 年 工業統計詳細情報 | " | 平成 4 年 8 月 |
| 平成 3 年 工業統計速報 | (財)通商産業調査会 | 平成 4 年 12 月 予 定 |

*については、刊行物によらず磁気媒体による公表のみ行っております。
なお、上記の刊行物のほか磁気テープによる提供を下記のとおり行っております。

提供先 財通商産業調査会 経済統計情報センター
住 所 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル
電 話 (03) 3535-5348

| | | |
|--------|---------|----|
| 産業編 | 昭和46年以降 | 毎年 |
| 品目編 | " | " |
| 市町村編 | " | " |
| 用地・用水編 | 昭和56年以降 | " |
| 工業地区編 | 昭和61年以降 | " |
| 企業統計編 | " | " |
| 詳細情報 | 昭和53年以降 | " |

昭和54年3月30日に統計法施行令の一部が改正され「磁気テープ等に記録したものを紙面または映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法」という新たな公表形態が設けられました。

これに伴い、昭和53年以降の工業統計調査の集計結果のうち、都道府県別、市区町村別の詳細情報を公表しています。

平成2年詳細情報として公表する表は以下のとおりです。

- { 1 都道府県別・産業細分類別表
 2 都道府県別・産業中分類別・従業者規模別表
 3 市区町村別・産業中分類別表（従業者4人以上）

(公表項目は次ページ参照)

1. 2. 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

| 都道府県 | 産業分類 | 従業者規模 | (金額単位:万円) | | | | | | 頁 | | | | | | | | |
|--|------|---------------------|-----------|--------------------------------|--|---------------------------------------|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 従業者数 (12月末現在) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所数 | | 常用労働者 | | 常勤労働者(管理・事務) | | 個人事業主及び家族従業者 | | 合計 | | | | | | | | | |
| 男 (人) | | 女 (人) | | 男 (人) | | 女 (人) | | (人) | | | | | | | | | |
| 製造品出荷額等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製造品出荷額 | | 加工賃収入額 | | 修理料収入額 | | くず廃物の出荷額 | | その他の収入額 | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金給与総額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原材料使用額 | | 燃料使用額 | | 購入電力使用額 | | 委託生産費 | | 合計 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原材 料 使 用 額 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産額 (9人以下を除く) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原 材 料 | | 燃 料 | | 電 力 | | 委 托 生 産 費 | | 合 計 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 初 現 在 高 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 原 材 料 | | 燃 料 | | 電 力 | | 委 托 生 産 費 | | 合 計 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有 形 固 定 資 産 額 (9人以下を除く) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 除 却 額 | | 減 値 損 却 額 | | 建 設 仮 勘 定 | | 土 地 取 得 額 | | 取 得 項 (新規) | | | | | | | | | |
| 土 地 | | 土 地 以 外 の も の | | 増 加 額 | | 減 少 額 | | 土 地 以 外 の も の (計) (建物及び構築物)※ (機械及び装置)※ (そ の 他)※ | | | | | | | | | |
| 有 形 固 定 資 産 額 (9人以下を除く) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取 得 項 (中 古) | | 在 庫 項 | | 年 初 在 庫 項 | | 年 末 在 庫 項 | | 年 末 在 庫 項 | | | | | | | | | |
| 土地以外のもの(計) (建物及び構築物)※ (機械及び装置)※ (そ の 他)※ | | 製 造 品 | | 半 製 品 及 び 仕 振 品 | | 原 材 料 及 び 燃 料 | | 合 計 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 在 庫 項 | | 年 初 在 庫 項 | | 年 末 在 庫 項 | | 事 業 所 敷 地 面 横 (m²) | | 事 業 所 建 築 面 横 (m²) | | | | | | | | | |
| 年 末 在 庫 項 | | (従業者29人以下) | | (従業者29人以下) | | 事 業 所 延 建 築 面 横 (m ²) | | 用 地 取 得 面 横 (m ²) | | | | | | | | | |
| 原 材 料 及 び 燃 料 | | 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用 地 取 得 面 横 (m²) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水 源 別 用 水 量 (m³/日) | | 淡 水 | | 海 水 | | 淡 水 | | 海 水 | | | | | | | | | |
| ボイラー用水 | | 原 料 用 水 | | 製 品 处 理 用 水 | | 冷 却 用 水 | | 温 調 用 水 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用 途 別 用 水 量 | | 生 产 额 | | 付 加 価 値 额 | | 有 形 固 定 資 產 按 資 総 額 (29人以下を除く) | | 有 形 固 定 資 產 年 末 現 在 高 (9人以下を除く) | | | | | | | | | |
| 海 水 | | | | | | | | 付 加 価 値 率 (%) | | | | | | | | | |
| そ の 他 | | 合 計 | | | | | | 現 金 給 与 率 (%) | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 原 材 料 価 (%) | | | | | | | | | |
| 分 配 率 (%) | | 現 金 給 与 総 額 | | 製 造 品 出 荷 額 等 (除内国消費税額) | | 生 产 额 (除内国消費税額) | | 付 加 価 値 额 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業者 1 人 当 たり | | I 事 業 所 当 たり | | 事 業 所 数 (人) | | 現 金 給 与 総 額 (円) | | 原 料 用 水 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製 造 品 出 荷 額 等 | | くず・廃物の出荷額 | | その他の収入額 | | 合 計 | | 製 造 品 出 荷 額 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

| 都道府県 | 市区町村 | 産業分類 | (金額単位:万円) | | | | | | 頁 | | | | | | |
|----------------------|------|------|-----------|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 従業者数 (人) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 製 造 品 出 荷 額 等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| くず・廃物の出荷額 | | | | | | | | | | | | | | | |

平成2年 工業統計表(工業地区編)

平成4年8月5日発